

【議事概要】

議案名	主 な 内 容
議案 1 倉吉都市計画区域内の特殊建築物の位置の承認	倉吉市国府の産業廃棄物処理場において、敷地の拡張及び中間処理施設の新築を行うため、建築基準法に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の承認を得ようとするものです。
議案 2 鳥取都市計画区域マスタープランの変更 議案 3 福部都市計画区域マスタープランの変更 議案 4 八頭中央都市計画区域マスタープランの変更 議案 5 気高都市計画区域マスタープランの変更 議案 6 鹿野都市計画区域マスタープランの変更 議案 7 青谷都市計画区域マスタープランの変更	県は、県東部地域の市町ごとで、都市計画の目標を示す「都市計画区域マスタープラン（正式名称：整備、開発及び保全の方針）」を平成 16 年に策定しています。 その後、県東部地域は、市町村合併や人口減少・少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化しているため、県は、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行います。